株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目1番1号 株式会社ゴールドクレスト 代表取締役社長 安 川 秀 俊

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあ げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される状況が続いておりますので、リスクを避けるため、書面による議決権行使をご検討くださいますようお願い申しあげます。 お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2022年6月16日(木曜日)午後6時までに到着するよう折り返しご送付ください。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年6月17日 (金曜日) 午前10時 (受付開始: 9時30分)
- 2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目1番1号

大手町野村ビル12階

株式会社ゴールドクレスト本社 大会議室 (末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)

当日ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。 何卒、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

- 3. 目的事項報告事項
- 1. 第31期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第31期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書 類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

第3号議案 定款一部変更の件

以上

(お願い)

株主様におかれましては、株主総会開催時点での新型コロナウイルスの流行状況や ご自身の体調にご留意いただき、ご来場については慎重にご判断されますようお願い 申しあげます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

(お知らせ)

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から本株主総会の運営等については、下記により行います。何卒、ご理解・ご協力をお願い申しあげます。

(1)会場入場について

- ・会場入口でアルコールによる消毒及び検温を行いますので、ご協力をお願いい たします。
 - ※発熱のある方、体調不良と思われる方はご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・マスクの着用をお願いいたします。

(2)開催時間の短縮について

- ・株主総会の議事は、円滑な進行に努め、可能な限り短時間で実施いたします。
- ・議場での報告事項(監査報告を含む)の詳細な報告や議案の詳細な説明はいたしません。
 - ※株主の皆様には、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類及び添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページにて、修正後の内容を開示いたします。

また、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページにて、お知らせいたしますのでご確認ください。

当社ホームページ: (https://www.goldcrest.co.jp/ir/)

事 業 報 告

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が 長期化する中、ワクチン接種の普及や感染対策が進むにつれて社会経済活動の制 限が徐々に緩和され、全般的に持ち直しの傾向が続きました。しかしながら、新 たな変異株の発生による感染の再拡大、ウクライナ情勢等による原材料価格の上 昇や金融資本市場の変動など、先行きは依然として不透明な状況が続いておりま す。

当社が事業展開する新築分譲マンション市場におきましては、新型コロナウイルス禍における住まいへの関心の高まりや各種の住宅取得支援政策、住宅ローン金利の低位安定等を背景として実需者層を中心に需要は堅調に推移しております。このような環境の中、当社は利益の見込める用地を選別して取得することに努め、都心部を中心に高品質で競争力の高い新築分譲マンションを供給してまいりました。「クレストプライムレジデンスープロムナード七番街」(川崎市・総戸数678戸)を含む自社分譲物件の売上計上等により、当連結会計年度における売上高は34,245百万円(前期比18.5%増)、営業利益は11,585百万円(前期比70.5%増)、経常利益は11,544百万円(前期比73.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は7,597百万円(前期比76.5%増)となりました。当連結会計年度の期末配当金につきましては、上記の業績並びに財務体質の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実等を勘案した上で、1株当たり45円とさせていただく予定です。この場合、2021年12月3日に1株当たり35円の中間配当を実施しておりますので、年間配当は1株当たり80円となります。

事業セグメント別売上高

区 分	前連結会	計年度	当連結会	計年度	増減 (△)		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減 (△) 率	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	
不動産分譲 事業売上高	21,923	75.9	27,893	81.4	5,970	27.2	
不動産賃貸 事業売上高	2,724	9.4	2,660	7.8	△64	△2.4	
その他売上高	4,242	14.7	3,691	10.8	△551	△13.0	
合 計	28,890	100.0	34,245	100.0	5,354	18.5	

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新築分譲マンション市場におきましては、新型コロナウイルス禍における住まいへの関心の高まりや各種の住宅取得支援政策、住宅ローン金利の低位安定等を背景として実需層を中心に需要は堅調に推移しております。一方で、新たなマンション開発用地の仕入れは競争の厳しい状況が続いており、建築費も上昇しています。市場全体として、販売価格は緩やかに上昇しているものの、供給戸数は低水準で推移しています。

このような環境の中、当社は強い需要の見込める都心及び都心近郊部に経営資源を集中し、販売費及び一般管理費を抑えた効率的な経営を行うことで収益性を高めるとともに、仕入れ競争力、商品開発力、営業力を向上させることが重要であると考えております。

(5) 財産及び損益の状況

	X	分	第28期 (2018.4. 1 から) 2019.3.31まで)	第29期 (2019.4. 1 から) 2020.3.31まで)	第30期 (2020.4. 1 から) (2021.3.31まで)	第31期 (当連結会計年度) (2021.4. 1 から) (2022.3.31まで)
売	上	高(百万円)	33,159	34,791	28,890	34,245
経	常 利	益(百万円)	7,969	11,305	6,667	11,544
親会する	会社株主に! る 当 期 純 和	帰属 (百万円)	5,414	7,589	4,304	7,597
1 杉	当たり当	朝純利益 (円)	153.54	215.25	122.74	222.86
総	資	産(百万円)	189,925	189,033	184,907	200,475

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 - 2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(第28期)

第28期につきましては、「クレストプライムレジデンス アベニュー弐番街」 (川崎市・総戸数306戸)、「クレストプライムレジデンス アベニュー参番街」 (川崎市・総戸数259戸)などを含む自社分譲物件の売上計上等により売上高は 33,159百万円、経常利益は7,969百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は 5,414百万円となりました。

(第29期)

第29期につきましては、「クレストプライムレジデンス アベニュー弐番街」 (川崎市・総戸数306戸)、「クレストプライムレジデンス アベニュー参番街」 (川崎市・総戸数259戸)などを含む自社分譲物件の売上計上等により売上高は 34,791百万円、経常利益は11,305百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は 7.589百万円となりました。

(第30期)

第30期につきましては、「クレストフォルム生田グランヒルズ」(川崎市・総戸数125戸)、「クレストラフィーネ板橋本町」(板橋区・総戸数90戸)などを含む自社分譲物件の売上計上等により売上高は28,890百万円、経常利益は6,667百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は4,304百万円となりました。

(第31期)

第31期(当連結会計年度)につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、新築マンション等分譲事業、不動産賃貸事業及び不動産管理 事業を主要な事業としております。

(7) 主要な営業所

当 社 本 店 東京都千代田区大手町二丁目1番1号当社神奈川支社神奈川県川崎市中原区新丸子東三丁目1111番地14当社銀座支店東京都中央区銀座一丁目2番4号株式会社ゴールドクレストコミュニティ東京都中央区日本橋茅場町一丁目12番2号株式会社ゴールドクレスト住宅販売東京都千代田区内神田二丁目5番6号

(8) 従業員の状況

従	業	員	数	前連結会計年度末比増減
	18	4名		15名減

(注) 従業員数には臨時雇用者は含まれておりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

			:	会	社	名	1				親会社の 議決権所有割合	主要な事業内容
株	式	会	社	131	ユ	_	ア	セ	ツ	٢	直接 46.68%	有価証券の保有
株	式	会	社	サ	2	セ	ス		プ		間接 46.68%	不動産賃貸業
株ま	式会	社サ	クセ	:ス・	・プロ	コホ	ール	ディ	ンク	ブス	間接 46.68%	有価証券の保有

② 親会社等との取引に関する事項

- 1. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項 当社は、親会社である株式会社サクセス・プロとの間で不動産の賃借及び 出向労務費の支払いと受取りを行っておりますが、当該取引に際しては、取 引条件が他の顧客との同種取引と比較し、同水準で妥当と言えるかを確認す ることで取引の適正性、金額の妥当性を検証しております。
- 2. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

取引の決定は親会社又はその子会社と特別の利害関係を有する役員を除いた上で、多面的な議論を経て決定しており、当社の利益を害することはないと判断しております。

3. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 ゴ ー ル ド ク レ ス ト コ ミ ュ ニ テ ィ	百万円 110	100%	不動産管理事業
株 式 会 社 フ ァ ミ リ ー フ ァ イ ナ ン ス	30	100%	小口資金貸付事業
株 式 会 社 ゴ ー ル ド ク レ ス ト 住 宅 販 売	110	100%	不動産仲介及び販売代理事業
株式会社住販サービス	13	100%	ホテル運営
株 式 会 社 浜 松 町 ホ テ ル マ ネ ジ メ ン ト	103	100%	ホテル運営

⁽注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社5社を含む7社であります。

(10) 主要な借入先

			借		λ	先					借	入	額	
株	式	会	社	Ξ	井	住	友	Z	銀	行			15,000	百万円
株	式	会	社	き	5	ぼ	L	,	銀	行			2,300	
株	式	会	社	三	菱	U	F	J	銀	行			2,000	
株	式	会	社	あ	お	ぞ	Ë	5	銀	行			500	
株	式	会	₹ ?	±	1)	そ	な		銀	行			500	
Ξ	井	住 7	友 信	託	銀	行	株	式	会	社			100	

(11) 剰余金の配当等の権限の行使に関する方針

当社は、株主の皆様に対して継続的に安定した利益配当を実現することを基本方針としております。

内部留保につきましては、一層の経営基盤の強化を図るとともに今後の事業拡大に活用し、安定した利益還元を実現することが株主の皆様に報いることであると考えております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

94,000,000株

(2) 発行済株式の総数

35,784,000株

(3) 株 主 数

10,361名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
株式会社ミューアセット	15,759,080	46.62
NORTHERN TRUST CO. (AVFC)RE FIDELITY FUNDS	2,919,230	8.64
株式会社エスディサポート	2,700,000	7.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,036,100	6.02
安 川 秀 俊	1,037,740	3.07
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	662,600	1.96
株式会社三井住友銀行	500,000	1.48
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	312,830	0.93
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	258,598	0.77
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	226,746	0.67

⁽注) 当社は、自己株式1,981,652株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地	位		氏	2	,	担当及び重要な兼職の状況
代表取約	締役社長	安	Ш	秀	俊	株式会社ゴールドクレストコミュニティ 代表取締役社長 株式会社ファミリーファイナンス 代表取締役社長
常務日	取締役	伊	藤	正	樹	株式会社ゴールドクレスト住宅販売代表取締役 株式会社住販サービス代表取締役 株式会社浜松町ホテルマネジメント代表取締役
取	締 役	津	村	政	男	ツムラ法律事務所 所長
取	締 役	宮	澤	秀	明	
常勤	監 査 役	津	Ш		映	株式会社ゴールドクレストコミュニティ監査役 株式会社ゴールドクレスト住宅販売監査役 株式会社ファミリーファイナンス監査役 株式会社住販サービス監査役
監 1	査 役	尾	関		純	公認会計士尾関会計事務所代表 ちよだ税理士法人代表社員 株式会社テクノメディカ社外取締役(監査等委員) ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社 社外取締役(監査等委員)
監	査 役	押	切		浩	

- (注) 1. 取締役の津村政男氏は、社外取締役であります。また、東京証券取引所の定める独立役員 として、同取引所に届出書を提出しております。
 - 2. 監査役の尾関純氏及び押切浩氏は、社外監査役であります。また、両氏については東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出書を提出しております。
 - 3. 尾関純氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

- 1. 取締役の報酬等の決定に関する事項
- ・取締役の報酬等の内容の決定の基本方針については、2021年2月18日付で取締役会決議をしております。その概要は以下のとおりです。
 - ①基本方針

当社の取締役の報酬等は、金銭報酬のみとし、基本報酬及び退職慰労金により構成される。

個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

②基本報酬及び退職慰労金の個人別の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、2000年6月21日開催の株主総会決議で定めた総額金300百万円(当該総会終結時の取締役は7名)の範囲において、役位、職責、企業価値の向上等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

退職慰労金については、株主総会の決議を経て、取締役会決議により定めた算出基準に基づき、役位及び最終報酬月額並びに在任期間、功労等を勘案の上、退任時に支給するものとする。

③決定の委任に関する事項

取締役の個人別の基本報酬の額の決定については、取締役会決議に基づき 代表取締役社長安川秀俊に委任するものとする。取締役の退職慰労金の額の 決定については、取締役会決議により代表取締役社長安川秀俊に委任できる ものとする。

・取締役の個人別の基本報酬や退職慰労金の決定を代表取締役社長に委任するのは、各取締役の職責等を適切に判断できるためです。当事業年度に係る取締役の報酬等の額は、取締役会において代表取締役社長から報告を受けた内容が取締役会で決議された内容と整合していることから、上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

2. 監査役の報酬等の決定に関する事項

監査役の報酬限度額は、1992年1月22日開催の株主総会決議において総額 金50百万円(当該総会終結時の監査役は1名)とする旨決議されております。 3. 当事業年度に係る役員の報酬等の額

取締役5名 207百万円

監查役6名 18百万円

(うち社外役員6名 15百万円)

- (注) 1. 上記は、2021年6月17日開催の第30期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役3名(うち社外役員3名)を含んでおります。
 - 2. 取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰 入額が含まれております。
- 4. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2021年6月17日開催の第30期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 1 名 10百万円 監査役 3 名 25百万円

(うち社外役員3名 25百万円)

(注) 各金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において取締役及び監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

1. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役津村政男氏は、ツムラ法律事務所の所長であります。ツムラ法律 事務所と当社との間には特別な関係はありません。

社外監査役尾関純氏は、公認会計士尾関会計事務所の代表、ちよだ税理士法人の代表社員、株式会社テクノメディカの社外取締役及びユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社の社外取締役であります。これらの法人等と当社との間には特別な関係はありません。

- 2. 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- 3. 主な活動状況 取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	津村政男	当期開催の取締役会9回の全てに出席し、主に弁護士として の専門的見地からの発言を行っております。
監査役	尾関純	2021年6月17日就任以降に開催の取締役会7回の全てに、 また、監査役会7回の全てに出席し、主に公認会計士として の専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	押切浩	2021年6月17日就任以降に開催の取締役会7回の全てに、また、監査役会7回の全てに出席し、主にコンプライアンスに関する発言を行っております。

(注) 社外取締役である津村政男氏は、独立した客観的な立場で取締役会の付議事項について必要な 調査と検討が行われているか審査し、内部統制室・監査役・会計監査人と連携しながら当社の 経営を監督する役割を果たしております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

32百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
 - 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務 (非監査業務)を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断したときは、監査役の全員の同意により会計監査人を解任する方針です。また、監査役会は、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、必要と判断する場合には、その決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1. 当社は、「お客様、株主様から高く評価され、広く社会から信頼される企業を目指す」という基本理念に立脚し、当社の取締役及び使用人が、法令遵守はもとより倫理観・道徳観に基づいて誠実に行動するために、コンプライアンスの基本方針を制定する。
- 2. コンプライアンスの基本方針の周知徹底及び実施のために、当社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するコンプライアンス統括責任者を定め、コンプライアンス統括責任者は、取締役及び使用人を対象とした定期的なコンプライアンス研修等を実施する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理等について定めた文書管理規程を制定する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務及び財産の実態並びに想定されるリスク及びその管理状況を把握し、 経営の合理化及び効率性の増進を図るために、内部監査規程を制定し、同規程に 基づく内部監査を実施する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1. 経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定と業務執行を可能とするために、取締役の員数を10名以内と定める。
- 2. 経営戦略の浸透及び各部署のタイムリーな現状報告を目的とし、全取締役と各部署の責任者を構成メンバーとする経営会議を定期的に行う。
- 3. 取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保 するための体制

- 1. 当社は、当社子会社のコンプライアンス管理のため、当社の定めたコンプライアンスの基本方針を当社子会社に適用するとともに、当社のコンプライアンス統括責任者が当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、当社子会社の役職員を対象とした定期的なコンプライアンス研修等を実施する。
- 2. 当社の取締役及び使用人が子会社の取締役を兼務することにより、重要な経営事項について報告を受けるとともに、子会社のコンプライアンス管理、リスク管理、職務執行の効率性など業務の決定及び執行についての適正性を管理する。
- 3. 子会社の経理状況を把握するため、経常的なモニタリングを行う。
- 4. 当社は、当社グループの役職員が管理部の指定する相談・通報窓口に対して、 直接通報を行うことができる内部通報制度を整備する。
- 5. 当社は、親会社又はその子会社との取引に際しては、原則として、取引条件が他の顧客との同種取引と比較し、同水準で妥当と言えるかを確認することで取引の適正性、金額の妥当性を検証する。また、取引の決定は親会社又はその子会社と特別の利害関係を有する役員を除く取締役会の決議にて承認する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の設置について、監査役の要請があった場合には、適切な人員配置を速やかに行う。

(7) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1. 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- 2. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、予め 監査役の意見を聴取し、これを尊重する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- 1. 取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役の出席する取締役会・経営会議等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- 2. 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第直ちに、当社の管理部に報告する。また、管理部は当社グループの役職員からの報告の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
- 3. 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、 当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を 当社グループの役職員に周知徹底する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、管理部において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 2. 監査役の監査の実効性確保を図るために、取締役及び使用人は、監査役が当社事業の報告を求めた場合、又は監査役が当社の業務及び財産の状況を調査する場合は、これに協力する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 当社グループのコンプライアンス体制について

- 1. 当社グループの取締役及び使用人が、法令遵守はもとより倫理観・道徳観に 基づいて誠実に行動するために、コンプライアンスの基本方針を制定し、その 周知徹底及び実施のために定期的なコンプライアンス研修等を行っております。
- 2. グループ全体を対象とした「内部通報制度」を整備し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(2) 損失の危険の管理に関する体制について

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は、 社内の各部門から独立した立場で各部門及び子会社に対して監査を行うことで、 会社の業務の適切性及び効率性、内部統制の有効性を検証し、経営の健全性及び 効率性の向上を図っております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役4名で構成され、機動的な意思決定を行っております。毎月開催される定例取締役会において、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と具体的な計画の策定及び進捗状況のチェックを行うとともに、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営の迅速化を図っております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

当社の監査役会は、監査役3名(うち1名が常勤監査役)で構成されております。監査役は、取締役会に出席するほか、年間の監査計画や職務分担を協議し、それに基づいて会社の重要な会議の状況や日常業務の監査を行っております。また、これらの監査の結果の報告が、毎月開催される定例監査役会で行われております。

⁽注) 本事業報告に記載しております数字は、金額については表示単位未満の端数 を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 (か部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	163,539	流動負債	18,772
現 金 及 び 預 金	82,712	支払手形及び買掛金	11,642
売 掛 金	325	一年以内に返済予定の長期借入金	850
販 売 用 不 動 産	17,474	未払法人税等	2,899
仕掛販売用不動産	62,677	前 受 金	2,598
そ の 他	350	賞 与 引 当 金	53
固 定 資 産	36,935	そ の 他	728
有 形 固 定 資 産	33,893	固定負債	54,551
建物及び構築物	15,195	社 債	28,500
機械装置及び運搬具	12	長期借入金	19,550
工具、器具及び備品	41	繰 延 税 金 負 債	4,437
土 地	18,644	役員退職慰労引当金	757
無形固定資産	499	退職給付に係る負債	166
ソフトウェア	17	そ の 他	1,140
0 h h	477	負 債 合 計	73,323
そ の 他	4	純 資 産	の部
投資その他の資産	2,541	株 主 資 本	127,159
投 資 有 価 証 券	24	資 本 金	12,499
繰 延 税 金 資 産	1,722	資 本 剰 余 金	12,372
そ の 他	794	利 益 剰 余 金	105,824
		自 己 株 式	△3,535
		その他の包括利益累計額	8△
		その他有価証券評価差額金	△8
		純 資 産 合 計	127,151
資 産 合 計	200,475	負債及び純資産合計	200,475

⁽注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

科目	金額	
売 上 高		34,245
売 上 原 価		18,201
売 上 総 利 益		16,043
販売費及び一般管理費		4,458
営 業 利 益		11,585
営業外収益		
受 取 利 息	1	
そ の 他	241	243
営業外費用		
支 払 利 息	91	
社 債 利 息	182	
そ の 他	10	284
経 常 利 益		11,544
税金等調整前当期純利益		11,544
法人税、住民税及び事業税	3,879	
法人税等調整額	67	3,947
当 期 純 利 益		7,597
親会社株主に帰属する当期純利益		7,597

⁽注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

						株	主 資	本	
					資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当	期	首	残	高	12,499	12,372	100,446	△2,771	122,546
当	期	変	動	額					
勇	割 余	金	の配	当			△2,220		△2,220
	現会社 当 期		- 帰属で 利	する 益			7,597		7,597
E	自己	株式	の取	得				△763	△763
	朱主資 当 期 変		トの項E 〔(純 額						
当	期変	動	額合	計	_	_	5,377	△763	4,613
当	期	末	残	高	12,499	12,372	105,824	△3,535	127,159

	その他の包括	舌利益累計額	
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	純資産合計
当 期 首 残 高	△6	△6	122,540
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△2,220
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			7,597
自己株式の取得			△763
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2	△2	△2
当期変動額合計	△2	△2	4,611
当 期 末 残 高	△8	△8	127,151

⁽注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

フ計

主要な連結子会社の名称

㈱ゴールドクレストコミュニティ

㈱ファミリーファイナンス

㈱ゴールドクレスト住宅販売

㈱住販サービス

㈱浜松町ホテルマネジメント

その他2計

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

㈱アドネクスト

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも 連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

㈱アドネクスト

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

- 3. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

主として移動平均法による原価法

市場価格のない株式等

- ②棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 1. 販売用不動産及び仕掛販売用不動産
 - 2. 貯蔵品

個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下 げの方法)

最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方 法)

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産 定率法

1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

主な耐用年数

 建物及び構築物
 4年 ~ 56年

 機械装置及び運搬具
 6年 ~ 10年

 工具、器具及び備品
 2年 ~ 20年

②無形固定資産 定額法

ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

- ③長期前払費用 均等償却
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - 3) 里安は71ヨ並(761工<u>率</u>2 (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

新築分譲マンションの販売は、用地の仕入から施工まで行ったマンションの各分譲住戸を主に 一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産売買契約書に基づき当該物件の引渡しを行 う義務を負っております。

当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - ①退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末 自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

監査報告書

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。) 等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及的に適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

収益認識会計基準等の適用による、当連結会計年度の損益及び利益剰余金の期首残高に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。) 等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日) 第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難な状況にありますが、当社グループでは、本感染症は一定期間続くものの、徐々に回復に向かうと仮定し、当社グループの事業活動に与える影響は限定的であるとして会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、今後の当社グループの財政状態及び経営成績の状況に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

仕 掛 販 売 用 不 動	産 29,013百万円
土	地 9,278百万円
建物及び構築	物 7,551百万円
販 売 用 不 動	産 4,552百万円
現 金 及 び 預	金 2,220百万円
投資その他の資産(その	他) 302百万円
計	52,919百万円

上記に対応する債務

社 債 28,500百万円 長期借入金(1年内返済予定のものを含む) 15,600百万円 前 受 金 2,272百万円 計 46,372百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額(減損損 失累計額を含む)

11.333百万円

3. 保証債務

当社顧客の住宅ローンに関して抵当権設定登記完了までの間、 金融機関に対して連帯債務保証を行っております。 一般顧客 2.516百万円

7,010

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 35,784,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2021年5月13日 取締役会	普通株式	百万円 1,027	30	2021年 3月31日	2021年 6月18日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	百万円 1,192	円 35	2021年 9月30日	2021年 12月3日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2022年5月12日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	百万円 1,521	円 45	2022年 3月31日	2022年 6月20日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用につきましては流動性を重視し、短期的な預金を中心としております。売掛金に係る取引先の信用リスクにつきましては、管理部が取引先の状況を定期的にモニタリングするとともに、取引先ごとに期日及び残高を管理することで、リスクの低減を図っております。

資金調達につきましては、事業用地等の取得に必要な資金を社債発行や銀行借入にて調達しております。有利子負債は固定金利型が中心となっており、支払利息を固定化しております。なお、デリバティブ取引は金利変動リスクのヘッジに限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価 (*)	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	24	24	_
(2) 一年以内に返済予定の長期借入金	(850)	(849)	△0
(3) 社債	(28,500)	(28,591)	91
(4) 長期借入金	(19,550)	(19,475)	△74

- (*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
- (注)「現金及び預金」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成され

る当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した 時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の

時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)							
	レベル1	レベル2	レベル3	合計				
投資有価証券								
その他の有価証券	24			24				
資産計	24			24				

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)							
	レベル1	レベル2	レベル3	合計				
一年以内に返済予定の長期借入金		(849)		(849)				
社債		(28,591)		(28,591)				
長期借入金		(19,475)		(19,475)				
負債計		(48,915)		(48,915)				

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

一年以内に返済予定の長期借入金、並びに長期借入金

これらは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2に分類しております。

社債

これらは、元利金の合計額を同様の新規社債調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社では、東京都等において、賃貸用のオフィスビル等を有しております。当連結会計年度における 当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,160百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価 に計上)であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	 ・連結決算日における時価						
当期首残高	当期首残高 当期増減額 当期末残高						
22,093	△318	21,775	25,613				

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 - 2. 主な変動

増加は、賃貸用オフィスビル等の改修78百万円であります。 減少は、賃貸用オフィスビル等の減価償却額486百万円であります。

3. 時価の算定方法 主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を 行ったものを含む。)であります。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

3,761円62銭

2. 1株当たり当期純利益

222円86銭

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

												· 🗆 / J 🗆 /
資	産	(ת	部			負	債	i	の	部	
科	B		金	額		科			Ħ		金	額
流 動 資	産			140,636	流	動	負	債				18,136
現 金 及	び 預	金		75,226	支		払	手		形		10,610
売	掛	金		4	買			掛		金		751
販 売 用	不 動	産		17,474		¥以内	に返済	予定の!	長期借入	金		850
仕掛販売	用不動	助 産		47,627	未			払		金		109
前 払	費	用		40	未		払	費		用		38
そ (の	他		262	未	払	法	人	税	等		2,803
固 定	資	産		49,730	前			受		金		2,530
有形固定	資産			33,845	預			1)		金		86
建		物		15,152	賞	E	₹	引	当	金		25
構	築	物		21	そ			の		他		329
機械及	び装	置		0	固	定	負	債				49,745
車両減	運 搬	具		4	社					債		28,500
工具、器具	具及びℓ	備 品		21	長	其	月	借	入	金		19,550
土		地		18,644	役	員追	え 職	慰労	引当	金		757
無形固定	資産			2	退	職	給	付 引	当	金		99
ソフト	ウエ	ア		0	そ			の		他		838
電話が	加入	権		1	負		債	合	計			67,881
投資その他	の資産			15,882			純	資	産		の部	
関 係 会	社 株	式		12,251	株	主	資	本				122,485
長 期 前	払 費	用		0	資		7	本	金			12,499
繰 延 税	金資	産		1,682	資	本	· 身	剰 余	金			12,190
	び保証	金金		712		資	本	準備	亩 金			12,190
そ (の	他		1,235	利	益	Ī	則 余	_		,	101,331
							益	準備	. —			69
								引益剰 ŧŧ			·	101,262
						別編	途載和	積 〕	立 全 全 全			40,000 61,262
							越れ 己	株	示 並 式	- 1		△3,535
					純純	資		全合				1 22,485
資 産	合	計		190,367		債及	-	 沌資産				190,367

⁽注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

	科							金	額
売		上		高					30,159
売	上		原	価					15,837
	売	上	総	8 7	利	益			14,321
販売	き費及	びー	般管:	理費					2,613
	営	į	業	利		益			11,708
営	業	外	収	益					
	受		取		利		息	10	
	そ			\mathcal{O}			他	176	186
営	業	外	費	用					
	支		払		利		息	91	
	社		債		利		息	182	
	そ			\mathcal{O}			他	10	284
	経	1	常	利		益			11,610
税	引	前	当	期	純	利	益		11,610
法。	人税	、住	民	税及	Ω,	事 業	税	3,676	
法	人	税	<u></u>	=	周	整	額	53	3,729
当	1	期	紅	ŧ	利	l	益		7,881

⁽注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

		杉	Ė È	Ė į	章 :	本		
		資本剰余金	利	益剰余	金			(, b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c
	資本金	, .,		その他利	益剰余金	自己株式	株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	12,499	12,190	69	40,000	55,601	△2,771	117,587	117,587
当期変動額								
剰余金の配当					△2,219		△2,219	△2,219
当期純利益					7,881		7,881	7,881
自己株式の 取 得						△763	△763	△763
当期変動額合 計	_	_	_	_	5,661	△763	4,897	4,897
当期末残高	12,499	12,190	69	40,000	61,262	△3,535	122,485	122,485

⁽注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式移動平均法による原価法

- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ①販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資產 定率法

1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016 年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法 主な耐用年数

上はIII川干奴

 建
 物
 4年 ~ 56年

 構 築
 物
 10年 ~ 20年

 機 械 及 び 装 置
 10年

 車 両 運 搬 具
 6年

 工具、器具及び備品
 2年 ~ 20年

(2) 無形固定資産 定額法

ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

- (3) 長期前払費用 均等償却
- 3. 引当金の計上基準
 - . 引雪並の計工室。 (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末 において発生していると認められる見込額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

新築分譲マンションの販売は、用地の仕入から施工まで行ったマンションの各分譲住戸を主に一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産売買契約書に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及的に適用した場合の累積的影響額を、当会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

収益認識会計基準等の適用による、当会計年度の損益及び利益剰余金の期首残高に与える影響は軽 微であります。

(追加情報)

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難な状況にありますが、当社では、本感染症は一定期間続くものの、徐々に回復に向かうと仮定し、当社の事業活動に与える影響は限定的であるとして会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、今後の当社の財政状態及び経営成績の状況に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

- 12171	$ \cap$ \cap		9	/			
仕	掛!	販う	売 月	月不	動	産	13,973百万円
土						地	9,278百万円
建	物	及	Q,	構	築	物	7,551百万円
販	売	用] :	不	動	産	4,552百万円
現	金	及	5	O,	預	金	2,220百万円
敷	金	及	Ω,	保	証	金	302百万円
			=+				37.870百万四

上記に対応する債務

社		債	28,500百万円
長期借入金	(1年内返済予定の	りものを含む)	15,600百万円
前	受	金	2,272百万円
	≣+		46 372百万円

(注) 上記のほか子会社の有形固定資産542百万円を担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額(減損損 11.214百万円

失累計額を含む) 3. 保証債務

当社顧客の住宅ローンに関して抵当権設定登記完了までの間、金融機関に対して連帯債務保証を行っております。

一般顧客 2,516百万円 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期 金 銭 債 権 57百万円 長期 金 銭 債 権 1,267百万円 短期 金 銭 債 務 46百万円 長期 金 銭 債 務 5百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引 (収入分) 158百万円 営業取引(支出分) 266百万円 営業取引以外の取引(収入分) 119百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の種類及び数 普通株式

1.981.652株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	231百万円
未払事業税否認額	141百万円
固定資産評価損否認額	68百万円
減損損失否認額	601百万円
売上原価見積計上額	180百万円
仕掛販売用不動産取得原価加算	45百万円
広告宣伝費否認額	246百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	30百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	7百万円
会員権評価損否認額	5百万円
消費税等繰延額	16百万円
そ の 他	106百万円
繰延税金資産合計	1,682百万円

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表(収益認識に関する 注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

	会社等の 名称 又は氏名	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		HD210	和司令箱		抑士母吉
属性						役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高(百万円)
	㈱サクセ ス・プロ	東京都千代田区		不動産賃貸業	被所有 間接 46.68		_	不動産の賃借	73	前払 費用	4
役員を 損権の が議過所 有会談の 会談の 会談の 会社 会子 社を 会社 を を ささ を を を を を を を を を を を を を										敷金 及び 保証金	52
										未払金	0
								出向 労務費の 受取	40	その他 流動 資産	21
								出向 労務費の 支払	10	未払金	11

- (注) 1. 上記取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針は以下のとおりであります。
 - (1) 不動産の賃借につきましては、市場価格等を勘案して決定しております。
 - (2) 出向労務費につきましては、出向元の労務費を勘案して決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

2. 1株当たり当期純利益

3,623円57銭 231円18銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社 ゴールドクレスト 会 御 取 締 役 中

有限責任監査法人 トーマツ 事 務 所 東 京

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 ## 浩 久

指定有限責任計員 業務執行社員

公認会計士 古 谷 大二郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゴールドクレス トの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、 なわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注 記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認めら れる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴールドクレスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な 点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査に おける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人とし てのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、 の他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、 その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監 視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含ま れておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、 通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような 重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払う ことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると 判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤 謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者 が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算 書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥 当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要が ある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役

の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類 に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、 監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにあ る。虚偽表示は、不正文は誤謬により発生する可能性があり、個別に文は集計する 連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、 重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、 査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以

下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要 な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。

連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するため のものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切 な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によっ て行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるか どうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生 じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結 論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不 確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に 対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、 査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況によ り、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる

取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情 報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監 査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意 見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、 監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、 及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業 倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的 に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じて いる場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第31期事業年度の連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況 及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執 行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社ゴールドクレスト 監査役会

監査役(常勤) 津 田 映 印

監査役 星 関 純 印

監査役 押切 浩 ⑩

(注) 監査役尾関純及び押切浩は、社外監査役であります。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社 ゴールドクレスト 取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 久 世 浩 一

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 古谷 大二郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴールドクレストの2021年4月1日から2022年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

一当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると 判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必 要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役

の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以

下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な

監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる場合は、監査報付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等に注記する計算書類等に立ている。監査人の結論は、監査報告書り、宣表でに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や

会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、 監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、 及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業 倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的 に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じて いる場合はその内容について報告を行う。

利害関係

|| |会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載 すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第31期事業年度の 取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、 本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく 示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると 認めます。

2022年5月12日

株式会社ゴールドクレスト 監査役会

監査役(常勤) 津田 映 🗊

監査役 尾関 純 印

監査役 押切 浩 ⑩

(注) 監査役尾関純及び押切浩は、社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役4名全員は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	赞 加 莠 俊 (1961年6月5日生)	1992年 1 月 当社設立 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ゴールドクレストコミュニティ 代表取締役社長 株式会社ファミリーファイナンス代表取締役社長	1,037,740株
2	伊藤 荒 樹 (1971年6月8日生)	1994年 4 月 当社入社 2003年11月 当社企画開発部次長 2013年 1 月 当社管理部長 2013年 6 月 当社財締役 2021年 6 月 当社常務取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ゴールドクレスト住宅販売代表取締役 株式会社住販サービス代表取締役 株式会社浜松町ホテルマネジメント代表取締役	50,000株
3	章 粉 藪 勇 (1954年5月17日生)	1985年4月 弁護士登録、東京弁護士会入会、 日野久三郎法律事務所入所 1994年9月 ツムラ法律事務所開設(現任) 2012年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ツムラ法律事務所 所長	100株
4	營 澤 莠 酮 (1979年6月8日生)	2004年 4 月 当社入社 2017年 4 月 当社設計監理部次長 2019年 6 月 当社企画開発二部兼設計監理部次長 2020年 1 月 当社営業部長 2021年 6 月 当社取締役(現任)	5,000株
5	*	1974年 4 月 株式会社竹中工務店入社 2010年 3 月 同社執行役員設計本部長 2012年 3 月 同社常務執行役員 2015年 3 月 同社専務執行役員 2018年 3 月 同社顧問	0株

- (注) 1. *印は、新任の取締役候補者であります。
 - 2. 上記の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 安川秀俊氏は当社の親会社等に該当します。また、2003年3月より有限会社ミューアセットの取締役を、組織変更により2014年11月より株式会社ミューアセットの代表取締役を兼職しております。
 - 4. 宮澤秀明氏は株式会社エスディサポートの代表取締役を兼職しておりましたが、2021年6月をもって同社代表取締役を退任しております。
 - 5. 津村政男氏及び田中隆吉氏は社外取締役候補者であります。

- 6. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要は以下のとおりであります。 津村政男氏につきましては、長期にわたる弁護士活動を通じて、企業法務と経営実務に関する高い見識を有しており、独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たし、当社業務の適正の確保・向上が期待できるためです。 なお、津村政男氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。 田中隆吉氏につきましては、設計に関する専門知識と他社での経営経験を有しており、当社の経営全般に対する助言を期待できるためです。
- 7. 当社は、津村政男氏との間に、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を免除するものとする責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合、同契約を継続する予定です。
 - また、田中隆吉氏が選任された場合、同氏との間にも同様の責任限定契約を締結する予定 であります。
- 8. 当社は、津村政男氏及び田中隆吉氏について、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出書を提出しております。

【取締役及び監査役のスキルマトリックス】

役職	氏名		当社における地位	社外			専門性と経験				
				独立	企業 経営	不動産	設計	営業 マーケティング	会計 財務	法務 コンプライアンス リスクマネジメント	人事 労務
	安川	秀俊	代表取締役社長		0	0	0	0	0	0	0
	伊藤	正樹	常務取締役		0	0			0	0	0
取締役	津村	政男	取締役	社外 独立						0	0
仅	宮澤	秀明	取締役		0	0	0	0			
	田中	隆吉	取締役	社外独立	0		0			0	
	津田	映	常勤監査役		0	0			0	0	0
監査役	尾関	純	監査役	社外 独立					0	0	
	押切	浩	監査役	社外 独立						0	0

第2号議案 補欠監査役1名選仟の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生年月日)		所有する当 社株式の数	
高 安 滿 (1957年3月13日生)	2008年7月	東京国税局入局 木更津税務署副署長 茂原稅務署長 税理士開業(現任)	0株

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 上記候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
 - (1) 選任理由について

税理士として培われた専門的な知識・経験等に基づき、客観的な立場から当社の監査を行っていただくためであります。また、かかる理由により、髙安滿氏が社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

(2) 責任限定契約について

当社は、髙安滿氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間に、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を免除するものとする責任限定契約を締結する予定であります。

4. 髙安滿氏は、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たしております。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定 は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日 等に関する附則を設けるものであります。

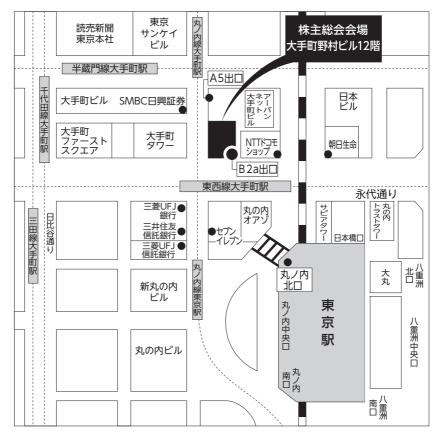
変更の内容 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下級は交叉即力でかしより。)
現行定款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類等の内容である情報に ついて、電子提供措置をとるものとす る。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部また は一部について、議決権の基準日まで に書面交付請求した株主に対して交付 する書面に記載しないことができる。
(新設)	(附則) 1. 変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第 16 条 (電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル12階 株式会社ゴールドクレスト本社 大会議室



交通:

地下鉄でお越しの方は、東西線「大手町」駅 B 2 a出口 (駅直結) 又は丸ノ内線「大手町」駅 A 5 出口をご利用ください。 JR線「東京」駅よりお越しの方は、丸ノ内北口をご利用ください。

(注) お車でのご来場はご遠慮願います。

当日ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。 何卒、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

